

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知の上参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調達要求番号		物品番号		仕様書番号	
5K6Z13B03010、5K6Z13B03020		5L9Z1A01001、5L9Z1C01001					
品名 または 件名							
陸自システムネットワーク管理システムの検証に関する回線サービスの借上							
部品番号 又は 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数量	単位	銘柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
1.00	式						
納地または工事場所				引渡場所			
現地							
搬入場所				納期または工期			
				令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級が A、B、C 等級であること

ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ (<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/>)

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない

入札日時場所：令和7年3月11日(火) 11時40分 中央会計隊 入札室(E-1棟 6F)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：予定総価 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争参加資格

防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項第1号から第7号に該当する者は格付けを問わないが、各号のいずれかに該当すること及び本公告の調達物品に係る資格の種類を有しており本公告の調達物件を履行できる技術力が確認できる書類等を令和7年3月3日17時00分までに書面等にて提出すること。

(2) 入札方法等

ア 本入札は、初期費用と回線利用料(月額単価に令和7年4月分から令和8年3月分までの12箇月の月数を乗じ金額)の合計「予定総額」により行う。

※初期費用は、総額とする。

イ 入札書については別添を使用すること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約締結時期

本件は、令和7年度予算の成立を条件に契約締結とし、契約締結日は令和7年4月1日とする。

(4) 契約書作成の要否

ア 契約金額の多寡にかかわらず契約書を作成し提出すること。契約書等の記載要領等の細部については落札業者に説明する。

イ 適用する特約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

「情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項」

「精算要領に関する特約条項」

(5) その他

ア 競争参加資格の年度は令和04・05・06年度とする。

ただし、令和07・08・09年度競争参加資格（全省庁統一資格）においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できること。

イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。

ウ 電報及び電話による入札は認めない。

エ 郵便による入札は、予め郵送を下記担当者に連絡の上、入札実施日の前日17時00分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）まで担当者必着分を有効とする。

オ 入札に参加する者は、3月7日（金）12時00分までに仕様書 4.2 a)～d)を確認できる資料を提出すること。（FAX可）

カ 代理による入札者は、入札までに委任状を提出すること。

キ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。（FAX可）

ク 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所

別途執行日時を示して後日執行する。

ケ その他の項目については別紙による。

コ 不明事項等の問い合わせ先

(ア) 入札に関する事項

中央会計隊契約科 第3契約班 岡村 (TEL：03-3268-3111 内線47557)

(FAX：03-5269-5135 直通)

(イ) 仕様書の内容に関する事項

陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 八重尾 (TEL:03-3268-3111 内線41478)

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札
- (3) 電報及び電話による入札
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

精算要領に関する特約条項

(契約金額)

第1条 通信料金については、実費精算とし請求に基づき確定するものとする。

2 乙は、別紙「通信料金表」に基づき、請求金額を確定するものとする。

(代金の支払)

第2条 乙は、請求の都度、適法な支払請求書にその料金が適正な料金であることを証明できる書類を添付し提出するものとする。

通信料金表

1 基本料金

- (1) 令和7年4月1日から令和7年12月31日間は、1ヶ月あたり ○○○○円(4,368回線分)
- (2) 令和8年1月1日から令和8年3月31日間は、1ヶ月あたり ○○○○円(5,888回線分)
- (3) この単価は、税抜価格である。

2 通信料

- (1) 1台とは、1個の端末で1枚のSIMを利用した場合を指す。
- (2) 利用容量は、1台の1ヶ月あたり2GBとする。
- (3) 利用上限を超過した分については、○○約款に基づく通信料が別途発生

調達要求番号：5L9Z1A01001、5L9Z1C01001

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
陸自システムネットワーク管理システムの検証に関する回線サービスの借上	陸幕指通-C-Z000063E	
	防衛大臣承認	令和 年 月 日
	作成	令和4年12月 5日
	変更	令和7年 2月 25日
作成部隊等名	陸上幕僚監部 指揮通信システム・情報部	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸自システムネットワーク管理システム（以下、「陸自SNMS」という。）の検証に関する回線サービスの借上（以下、「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001による。

1.2.1 SNMS

SNMSとは、システム・ネットワークマネジメントシステム（System Network Management System）の略語であり、陸自クローズ系クラウド基盤と連携し、固定系から野外系に存在するあらゆるシステム、ネットワークの監視、制御、認証などの各種機能を持ち、一元的に管理するシステムをいう。

1.2.2 LTE回線

LTEとは、Long Term Evolution の略であり、第3世代携帯電話（3G）の拡張版であるデータ通信をさらに高速化した通信規格の1つを指し、この通信規格に基づく通信回線をいう。

1.2.3

SIMカード

Subscriber Identity Module Card の略であり、LTE通信を確立するために加入者を特定するためのID番号などが記録されたICチップが内蔵されたカードをいう。

1.2.4 IMEI番号

モバイル通信端末に付与される識別番号（製造業者・機種・生産国・シリアル番号・チェックディジットを表す15桁の数字からなる）をいう。

1.2.5 陸自GW

陸自GWとは陸自ゲートウェイの略語であり、SNMSと連携し、民間モバイル通信網とSNMSをつなぐシステムのことをいう。

1.3 引用文書等引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、この仕様書の規定を優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

HS-X508110 陸自システムネットワーク管理システムに関する回線構成役務

b) 法令等

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）〔防装庁（事）第3号（31.1.9）〕

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）〔装ブ武第188号（31.1.9）〕

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（19.4.27）〕

デジタルガバメント推進標準ガイドライン「内閣官房情報通信技術（IT）戦略室総務省行政管理局（30.3.30）」

2 役務に関する要求

2.1 一般要求事項

a) 陸自SNMSの検証を実施するために必要な部外回線の借上とする。

b) 本役務に含まれる機器は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、本装置のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。

なお、細部は陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課（以下「指揮通信システム課」という。）の要求を満足しつつ、陸上自衛隊で構成する通信システムの要求とも整合させる。

2.2 借上回線の構成

借上回線の構成は、次による。

a) 本回線は、陸上自衛隊が保有するモバイル通信端末から、陸上自衛隊市ヶ谷駐屯地B棟（以下、「市ヶ谷局」という。）を結ぶまでの通信回線サービスの提供とする。

b) 2.2a)に示す区間の通信回線は、LTE通信回線サービスとアクセス回線サービスによって構成される。また、各回線サービスの責任分界は、別紙に示す通りとする。

c) 本仕様書に定める回線の条件を満たす場合は、既存回線を使用することができる。】

2.3 データ通信要件

データ通信要件は、次による。

- a) モバイル通信端末間のデータ通信を可能とする。
- b) モバイル通信端末と市ヶ谷局とのデータ通信を可能とする。
- c) R7.3.1以降は陸自GWを介したデータ通信を可能とする

2.4 責任分界点

責任分界点は、次による。

- a) モバイル通信端末側は、LTE 通信回線サービスとして借上される SIM カードまでとする。
- b) 市ヶ谷局側は、アクセス回線サービスとして借上される回線終端装置等までとする。

2.5 借上回線の技術仕様に関する要求

2.5.1 LTE 通信回線サービスの要求

LTE 通信回線サービスの要求は、次による。

- a) LTE 通信用の SIM カードで、項 2.5.2 への接続を可能とする。
- b) 令和7年4月1日～令和7年12月31日
2GB×4368 回線の総量 8736GB/月のデータ通信を可能とする。
この時、陸自GWを介したデータ通信ができるものとする。
総量 8736GB/月を超過した場合、契約相手方の指定する通信料金が別途発生しても差し支えないが、通信速度を制限してはならない。
- c) 令和8年1月1日～令和8年3月31日
2GB×5888 回線の総量 11776GB/月のデータ通信を可能とする。
この時、陸自GWを介したデータ通信ができるものとする。
総量 11776GB/月を超過した場合、契約相手方の指定する通信料金が別途発生しても差し支えないが、通信速度を制限してはならない。
- d) サービス開始時に指揮通信システム課が運用するモバイル通信端末で利用できる状態の SIM カードの提供を行う。
- e) 本サービス終了後は、SIM カード提供事業者への SIM カードの返納は不要とする。

2.5.2 アクセス回線サービスに関する要求

アクセス回線サービスに関する要求は、陸自GWを利用することとする。

設置等に関する要求

2.5.3 作業計画書

設置作業の体制、作業内容等、調整及びスケジュール等を含む作業計画書を、指揮通信システム課の承認を得た後に提出する。

なお、細部日程などは指揮通信システム課と調整による。

ただし、入札の結果、契約の相手方が前回と同一であり 2.6.2 及び 2.6.3 の作業が発生しない場合は提出を要さない。

2.5.4 回線終端装置の設置

回線終端装置等の機器の搬入、据付、配線及び調整作業は契約の相手方にて行う。

なお、回線終端装置等はラック等に収容し、細部は指揮通信システム課との調整を行う。

2.5.5 構内配線の敷設

、本回線サービスのうち、回線終端装置等までの市ヶ谷局敷地内に敷設する構内配線は、現地確認に基づく敷設計画について指揮通信システム課から承認を受けなければならない。

2.5.6 回線借上期間

回線借上期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日とし、借上は表1による。

表1-借上

項目	数量	プラン	特記事項
LTE 通信回線サービス	4368 回線	パケット量 2GB/ 回線	令和7年4月～令和7年12月 2.5.1 の要件による
LTE 通信回線サービス	5888 回線	パケット量 2GB/ 回線	令和8年1月～令和8年3月 2.5.1 の要件による
アクセス回線サービス	1 回線	最大 100Mbps の ベストエフォート	2.5.2 の要件による 設置場所：市ヶ谷 B 棟
アクセス回線サービス	1 回線	最大20Mbpsの閉域帯 域確保型	2.5.2 の要件による 設置場所：市ヶ谷 B 棟
アクセス回線サービス	1 式	陸自GW	2.5.2 の要件による

3. 質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等（以下、「担当官」という。）の定める監督・検査実施要領による。

4. その他の指示

4.1 サービスレベルの要求

サービスレベルの要求は、次による。

- a) 本回線は、契約相手方がカタログサービスで提供している回線契約約款のサービスレベルを遵守し、LTE 通信回線サービスからアクセス回線サービスまでの提供とする。
なお、次項 4.1b) で規定する内容の保守運用体制を契約相手方で確保し、保守運用書により指揮通信システム課に承諾を受けなければならない。
- b) 障害サポート等の受付窓口を24時間365日契約相手方で設置すること。障害サポート範囲については官側との協議とする。
- c) SIM カードの紛失や故障の際は、新たな SIM カードの提供を可能とする。

なお、発行手数料などは、原則官側で負担するものとする。

4.2 契約の相手方の条件

- a) 契約相手方は、本社所在地が日本国であり、国内法が適用されること。
- b) 契約相手方は、災害対策基本法及び武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律において、指定公共機関であること。
- c) 契約相手方は、災害時の重要施設に係る情報共有について石油連盟との覚書の協定を締結していること。
- d) 契約相手方は、企業において取り扱う個人情報を適切に保護するためにプライバシーマーク認証を自社で取得していること。
- e) 入札前までに上記a)～d)を確認できる資料を提出し、官側に確認を受けること。

4.3 提出書類等

提出書類等は表 2 により、細部は指揮通信システム課との調整による。

なお、提出書類等は指揮通信システム課の確認を受けた後の提出とし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを行う。

表 2-提出書類等

番号	提出書類等	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	作業計画書	A4 紙媒体	1部	契約締結後速やかに	指揮通信システム課 (市ヶ谷)
2	陸自GW用SIMカード	商習慣による	4368枚	令和7年4月1日	
3	陸自GW用SIMカード	商慣習による	1520枚	令和8年1月1日	
4	保守運用書	電子記憶媒体 又は紙媒体	1式	借上期間1ヶ月前までに	
5	作業報告書(日報)		1式	作業終了後速やかに	
注記 「作業計画書」及び「作業報告書(日報)」については、契約相手方が前回と同一であり 2.6.2 及び 2.6.3 の作業が発生しない場合は提出を要さない。					

4.4 秘密保全

秘密保全は次による。

- a) 契約の相手方は、本役務に係る物件、文書などで「注意」又は「部内限り」に指定されたものの取扱いは「取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて(通達)」により、その扱いには万全の注意を払わなければならない。
- b) 契約の相手方は、本役務の履行により直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、それらの部外への利用、公表等を防衛省の許可なく行ってはならない。本役務履行後も同様とする。

4.5 官側の支援

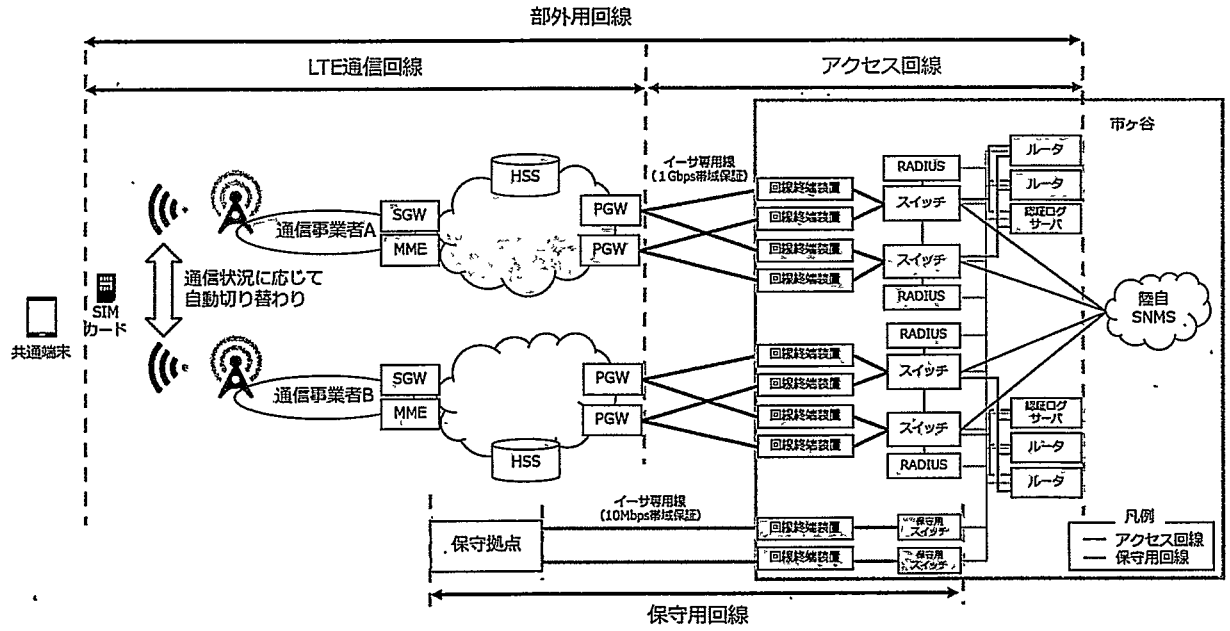
本役務契約履行に必要な事項で、特にモバイル通信端末側の不具合やトラブルについては、官側より機器販売元へ確認する。

4.6 不具合等の処理

本役務の履行に当たり不具合などが発生した場合は、速やかに担当官へ報告し、指示を受けなければならない。

4.7 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義は、GLT - CG - Z000001 の 8.3 による。



情報システムの調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき提出する資料、書面等の提出時期
(第6条関係)

番号	名 称	条番号	資料、書面等の内容	提出時期	チェックボックス
1	管理手順及び品質保証体制 (意図しない変更及び情報の 窃取等の保証)	第1条 第2項	防衛省の意図しない変更や情報の窃取等が 行われないことを保証するための具体的な管 理手順その他の品質保証体制を証明する書面 (品質管理体制の責任者及び品質保証の各担 当者がアクセス可能な箇等を示した管理体 制図を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	○
2	不正発見時の追跡調査及び立 入検査等の手順及び体制 (原 因調査及び排除)	第1条 第3項	防衛省の意図しない変更が行われるなど不 正が見つかったときに、追跡調査や立入検査 等、防衛省と連携して原因を調査し、排除す るための手順及び体制 (防衛省の情報システ ムの運用・保守業務を行う契約にあっては、 当該運用・保守業務において乙及び再委託先 が行う作業履歴を記録し、防衛省の求めに応 じてこれらを防衛省に提出する手順及び体制 を含めることを必須とする。)	契約の締結後遅滞なく	○
3	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第1条 第6項	乙が納入する製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避するための試験実施 要領が記載された書面	試験実施前まで	○
4	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第1条 第7項	再委託の相手方の商号又は名称及び住所並 びに再委託する業務の範囲、再委託の必要性 について記載された書面	主たる契約条項の定めに よる。	○
5	委託業務従事者届出書	第2条 第1項	乙の資本関係等、作業従事者の氏名等及び 情報システムに関する代表的な契約実績が記 載された書面	委託先において業務を行 う前まで	×
6	委託業務従事者届出書 (変 更)	第2条 第2項	乙が本契約の履行に従事する従業員を変更 する場合の届出	従業員を変更する前まで	×
7	再委託業務に従事させる場合 の届出書	第2条 第3項	再委託先の資本関係等、作業従事者の氏名 等及び情報システムに関する代表的な契約実 績が記載された書面	再委託先において、 業務を行う前まで	×
8	再委託業務に従事させる場合 の届出書 (変更)	第2条 第4項	乙が再委託先を変更する場合又は再委託先 が再委託業務に従事する従業員を変更する場 合の届出	再委託先又は再委託先が 従事者を変更する前まで	×
9	使用を予定している機器等と Common Criteria (ISO/IEC 15408)の比較表	第4条 第1項	機器等にCommon Criteria (ISO/IEC 15408) レベル4を満たす製品の使用が困難な場合 は、使用を予定している機器等と当該基準の 比較表	当該製品を使用する前ま で	○
10	製品に対して意図しない変更 が行われるリスクを回避する ための試験実施要領	第4条 第3項	再委託先が納入する製品に対して意図しな い変更が行われるリスクを回避するための試 験実施要領が記載された書面	試験実施前まで	×
11	製造工程の履歴を記録する管 理体制	第4条 第6項	機器等の調達におけるトレーサビリティを 確保するため、乙の製造する機器等について 製造工程の履歴を記録する管理体制を証明す る書類	契約の締結後遅滞なく (再委託する場合) 再委託先において、 業務を行う前まで	×
12	トレーサビリティ情報 (機器 等を構成する主要部品)	第4条 第6項	機器等を構成する主要部品について製造事 業者、製造事業者の国籍、製造国に関するト レーサビリティ情報が記載された書面	甲から求めがあった場合 は速やかに	×
13	作業従事者名簿届出書 (追 加)	第5条 第2項	納入先部隊等での作業を実施する場合の作業 従事者名簿	納入先部隊等での作業開 始前	×
14	作業従事者管理報告書	第5条 第3項	作業従事者管理報告書	納入先部隊等での作業開 始前	×

入札書

件名： 陸自システムネットワーク管理システムの検証に関する回線サービスの借上

入札金額： 円 (税抜) (予定総価)

【内訳】

区分	単位	数量	単価	金額	備考
初期費用	式	1			総額
回線利用料	7.4.1~7.12.31	月	9		
	8.1.1~8.3.31	月	3		
合計					
納入場所	現地	入札(契約)保証金	免除		
納期	令和7年4月1日~令和8年3月31日				

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 7年 3月 11日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿住所
会社名
代表者名

委任状

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所：

会 社 名：

代表者名：

令和 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者